

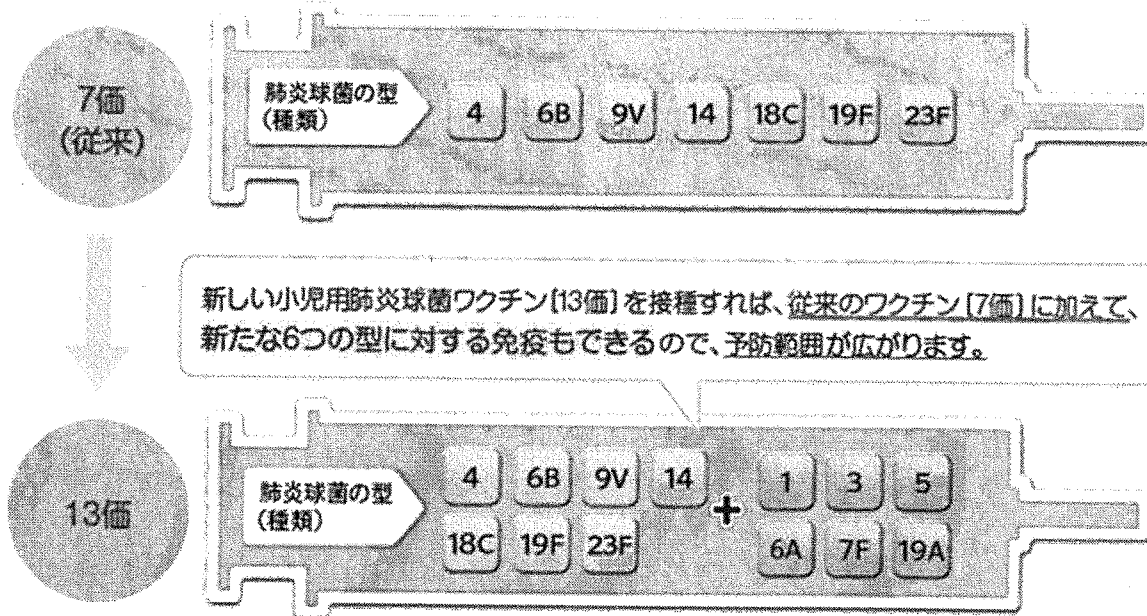
## 小児用肺炎球菌ワクチン（13価）補助的追加接種の一部費用助成

市では、小児用肺炎球菌ワクチン接種について、平成23、24年度は任意の予防接種として公費助成を行い、平成25年4月1日からは定期予防接種として実施しています。当初は7価肺炎球菌結合型ワクチン（7価ワクチン）で接種されていましたが、国（厚労省）の制度改正により、平成25年11月1日からは新たに認可された13価肺炎球菌結合型ワクチン（13価ワクチン）へ一斉に切り替えられました。この改正では、平成25年10月31日までに7価ワクチンで規定の接種回数を完了した人に対しては、既に7価ワクチンにより肺炎球菌に対する一定の免疫を持っているとして、13価ワクチンでの追加の定期接種は行わないことと位置づけられました。

### 1 小児用肺炎球菌の現状

(1) 小児用肺炎球菌ワクチンは、通常、合計4回接種します。生後2か月で接種を開始して1歳になるまでに3回接種し、1歳以上で1回の追加接種を行います。接種期間は最長5歳未満までとなっています。現在、定期予防接種は朝霞地区医師会と契約しており、単価は接種1回につき11,267円（税込）です。

(2) 平成25年11月1日からの13価の小児用肺炎球菌ワクチンには、従来のワクチンに含まれていた7つの肺炎球菌の型（種類）に新たに6種類が加わりました。



引用元 ファイザー子どもと肺炎球菌.jp [http://haienkyukin.jp/new\\_vaccine/index.html](http://haienkyukin.jp/new_vaccine/index.html)

### 2 補助的追加接種とは

13価で接種した人に比べると、7価だけで接種を完了した人には、カバーできない種類（6価）が出てきます。そのような人に13価ワクチンを1回接種することで、さらに広範囲の肺炎球菌に対する予防効果が期待できます。このような7価で完了した人にさらに13価で行う接種を、補助的追加接種と言います。

補助的追加接種は、希望者のみが受ける任意予防接種です。通常、接種費用は全額自己負担で、価格は医療機関ごとに異なります。

### 3 助成内容

7 価から 13 価への切り替えに伴う助成措置として、平成 26 年 3 月 1 日より、以下の条件を満たす人に対して、小児用肺炎球菌ワクチン（13 価）補助的追加接種費用の一部助成（自己負担あり）を実施します。

接種単価 11,267 円（予定）のうち、4,000 円を市が負担し、残り 7,267 円を保護者の自己負担とします。

対象人数 約 3,000 人

接種見込人数 300 人

助成期間 平成 25 年度 3 月 1 日から 3 月 31 日までに指定医療機関で接種した場合

平成 26 年度（案 1）4 月 1 日から 6 月 30 日までに指定医療機関で接種した場合

（案 2）4 月 1 日から 9 月 30 日までに指定医療機関で接種した場合

注）指定医療機関とは、朝霞地区医師会に加入している医療機関のうち、助成制度に協力可能な医療機関を想定しています。

### 4 予算見積り

（1）平成 25 年度 合計 1,340,000 円

助成予定額  $4,000 \text{ 円} \times 300 \text{ 人} = 1,200,000 \text{ 円}$

事務処理に係る費用（次年度 500 人分含む）

予診票印刷費 100,000 円、周知文の印刷費 40,000 円

（2）平成 26 年度

案 1 4～6 月の場合

助成予定額  $4,000 \text{ 円} \times 300 \text{ 人} = 1,200,000 \text{ 円}$

案 2 4～9 月の場合

助成予定額  $4,000 \text{ 円} \times 500 \text{ 人} = 2,000,000 \text{ 円}$

### 5 デメリット

補助的追加接種の希望者が増えると、通常の定期予防接種に必要なワクチンが不足する可能性があります。

任意の予防接種のため、接種による重大な健康被害が起きた場合、国の救済制度の対象外です。ただし、任意の予防接種で重大な健康被害があり、その健康被害が予防接種によるものと判断された場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する医薬品副作用被害救済制度による保障が適用されます。